

経済建設委員会会議録

平成21年12月16日(水)

(開会) 9:57

(閉会) 12:12

案 件

- 議案第121号 平成21年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第123号 平成21年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算
(第1号)
- 議案第124号 平成21年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第125号 平成21年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第128号 平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第129号 平成21年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算
(第1号)
- 議案第130号 平成21年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第142号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第150号 市道路線の廃止
- 議案第151号 市道路線の認定
- 請願第11号 高齢者用高層住宅建設企画調査についての請願
(飯塚本町火災跡地の再開発について)

【報告事項】

- 1 工事請負変更契約について 【上下水道局下水道課】
- 2 岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟事件に係る
裁判について 【上下水道局総務課】
- 3 飯塚地域合同会社説明会の開催について 【産学振興課】
- 4 観光事業について 【商工観光課】
- 5 路線バスの廃止等について 【商工観光課】
- 6 飯塚市都市計画マスタープラン(素案)の策定及び市民説明会、
意見募集について 【都市計画課】
- 7 平成21年度実施の防災(浸水)対策事業について 【総務部・都市建設部】
- 8 行財政改革の取組みについて 【行財政改革推進室】

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第121号 平成21年度飯塚市小型自動車競走事業 特別会計補正予算(第2号)」
を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

公営競技事業課長

議案第121号 平成21年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)の補
足説明をいたします。補正予算書の163ページをお願いいたします。第1条でございますが、
歳入歳出それぞれ10億7千6百73万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を215億6千
9百7万9千円とするものでございます。

今回の補正は、9月までの売上等の実績を踏まえた決算見込により、売上額及び払戻金等の補正と執行残の整理を行ったものでございます。

その主なものを事項別明細で説明いたします。歳入でございますが、166ページをお願いいたします。勝車投票券発売収入 10億700万円の減でございますが、主な要因として、7月25・26日の土日開催のレースが豪雨のため中止になったこと、また、1人当りの車券購買額が平均して、約1,500円ほど減少していること等が考えられます。下段の受託事業収入 5803万5千円の減ですが、これにつきましても、1人当りの車券購買額の減少によるものと考えています。

次に歳出でございますが、168ページをお願いいたします。7節の賃金 4727万6千円の減ですが、開催日程の確定等により決算額を見込んだ中で、補正するものであります。

19節 負担金補助及び交付金 場外発売経費負担金(場外発売分)1億4885万1千円の減は、他場での一人当たりの購買額が減少したことによるものと考えています。次に、2目宣伝費 13節 委託料の269万8千円の増額補正につきましては、今年度より、ダブルマイルサービスを実施していますが、利用者が当初の見込みより多かったこと、また、オートレース売上向上緊急対策会議において、電話投票の拡大対策、既存顧客の囲い込み等の対策を実施することが決定。飯塚オートでは、夏のGダイヤモンドレースにおいて、マイル会員が車券購入をした場合に、総額約101万円を抽選により還元しましたので、今回の補正となったものであります。ちなみに、この費用の内、100万円は(財)JKAより、166ページの雑入、電話投票売上向上助成金として歳入しています。169ページをお願いいたします。22節 補償、補填及び賠償金 勝車投票券払戻金7億5323万6千円の減は勝車投票券発売収入の減額補正に連動して補正するものです。27節 公課費の消費税215万6千円の減でございますが、平成20年度決算見込により平成21年度の支払うべき税額を算定しておりましたが、平成20年度の決算により消費税額が確定しましたので、その差額を補正するものであります。2目 施設改善費につきましては、執行残の整理をしたものであります。170ページをお願いいたします。19節 負担金補助及び交付金 地方公営企業等金融機構納付金の1千万円の減は、平成20年度公営競技会計収益計算に基づく算定の結果、納付金が発生しなかったことにより、減額するものであります。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第121号 平成21年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第123号 平成21年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

農林課長

「議案第123号 平成21年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明いたします。予算書の177ページをお願いいたします。第1条で既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ497万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8835万1千円と定めるものでございます。

内容の主なものについて、事項別明細により歳出の方から説明いたします。予算書の

181ページをお願いいたします。1款)地方卸売市場費、1項)地方卸売市場費、1目)一般管理費473万4千円の減は、4月の人事異動に伴う減額補正でございます。2目)市場管理費24万3千円の減は、市場施設の維持管理にかかる経費執行残の減額補正でございます。つづきまして、歳入について説明いたします。予算書の180ページをお願いいたします。1款)使用料及び手数料、1項)使用料、1目)地方卸売市場使用料87万3千円の減は、水産物部の売上見込みの減、並びに青果部の売上見込みの増によるものであります。2款)繰入金、1項)一般会計繰入金、1目)一般会計繰入金は、歳入歳出予算の収支バランスをとったものでございます。4款)諸収入、1項)雑入、1目)雑入の内、水産物部汚水処理施設維持管理費負担金の減は、執行残の減額補正でございます。以上簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第123号 平成21年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第124号 平成21年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

土木管理課長

議案第124号 平成21年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算について補足説明いたします。平成21年度飯塚市一般会計・特別会計補正予算書の185ページをお願い致します。第1条で歳入及び歳出をそれぞれ444万8千円減額し、歳入・歳出の予算の総額を、8726万2千円と定めるものであります。

その内容について事項別明細書により、主なものについて説明いたします。188ページをお願いいたします。まず歳入につきましては、1款1項1目の駐車場使用料として東町駐車場の使用料を96万6千円の減で計上しております。また、2款1項1目の一般会計繰入金を355万7千円の減で計上しております。

次に、歳出についてでございますが、189ページをお願いいたします。歳出について主なものとして、1款1項1目の一般管理費で、職員の変更に伴う人件費の減を行ったものです。合算で508万7千円の減額を計上しております。内容については省略させていただきます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第124号 平成21年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第125号 平成21年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2

号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

産学振興課長

補正予算書の193頁をお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出それぞれ753万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,037万9千円とするものでございます。次に、第2条におきまして、既定の地方債の変更を行うものでございます。198ページをお願いいたします。歳出から説明いたします。目尾工業団地造成事業費は、工業団地敷確定測量委託料の執行残139千円を減額するものでございます。2款、公債費の市債利子7,363千円の減額は、平成20年度に無利子である福岡県市町村振興基金を3億6,430万円活用できたことと、地域開発事業債50万円の借入利率が確定(1.65%)したことによるものです。197ページをお願いいたします。次に、歳入でありますが、3款、諸収入の雑入は、産炭地域活性化基金助成金3億5,200万円を活用するものでございます。4款、市債の鯉田工業団地造成事業債3億5,200万円の減は、産炭地域活性化基金助成金を活用することに伴うものでございます。目尾工業団地事業債20万円の減は、歳出でも説明しました工業団地敷確定測量委託料の確定に伴うものでございます。1款、一般会計繰入金は収支のバランスを調整するため742万9千円を減額しております。また、目尾工業団地については、造成経費が確定し、分譲単価は10,220円/m²となりましたことを報告いたしまして、議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第125号 平成21年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第128号 平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道部次長

議案第128号「平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」の主なものにつきまして、補足説明を致します。補正予算書の1ページをお願いいたします。3条予算の収入につきましては2千7百80万円を減額補正し、21億589万1千円とするものでございます。2ページをお願いいたします。支出におきましては、2520万4千円を減額補正し、20億8855万3千円とするものでございます。4条予算の収入につきましては8410万4千円を減額補正し、4億9552万7千円とするものでございます。3ページをお願いいたします。支出におきましては、9460万6千円を減額補正し、13億5787千円とするものでございます。内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。12ページをお願いいたします。収益的収入の1項の営業収益の3294万5千円の減額の主なものとしましては、使用者の節水等による水道料金収入の減及び受託工事の減少による受託工事収益の減であります。13ページをお願いいたします。2項営業外収益の4万5千円の増額は、受取利息の増でございます。収益的支出の2520万4千円の減額でございますが、これは主に職員の配置換えによる人件費の減、16ページの1項2目配水及び給水費の修繕費及び3目の受託工事費の決算見込みによる減でございます。20ページをお願いいたします。資本的収入の8410万4千円の減額は、事業の執行残による1項1目の企業債の減、21ページの2項1目の出資金の減及び5項1目の納付金の減に伴うものでございます。資本的支出の9460万6千円の減額は1項1目の配水施設改良費、22ページの2目の諸施設改良費及び

23 ページの 4 項 1 目の拡張事業費の執行残の整理に伴うものでございます。前に戻りまして 3 ページをお願いします。予算第 5 条の債務負担行為は「飯塚市浄水場運転管理等業務委託料」5 億 6272 万 2 千円を計上いたしております。これにつきましては、浄水場運転管理等業務委託が 21 年度末で契約が満了することから 22 年度以降も委託するものであります。また、「上下水道料金収納等業務委託料」2 億 6 千 2 百 32 万 6 千円を計上いたしております。これは上下水道事業の経営の健全化・効率化を図る目的で業務の一部の窓口・検針・料金徴収・滞納整理等の業務を委託するものであります。

以上、簡単ですが「水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

この委託関係についてなんですが、この収納の分を追加することになってるんですが、これをやらなかった場合ですね、現況ではどのぐらいの効果額があっていると考えるといいでしょうか。この両方をあわせて 17,000,000 円ぐらいの効果ということですが、もともとからはどのくらい削減できているのか。

上下水道部業務課長

10,000,000 円程度となります。

江口委員

そうすると今までは 10,000,000 円程度のコストカットだったのが、新しく加えることによって 17,000,000 円強のコストカットができるという理解でよろしいでしょうか。

上下水道部業務課長

そのとおりでございます。

江口委員

それとですね、この収納をお願いするにあたりその業者の方に提供される個人情報としてはどういったものがあるのか。住所と名前とそれと口座と使用料、その程度なのか、あと他にもあり得るのかどうかその点教えてください。

上下水道部業務課長

個人情報の提供というのは最小限にしたいと思いますが、この個人情報の方につきましては受託者に対する個人情報の漏洩、それから個人情報の事故防止に関する保護措置に対して万全を期したいと考えておりますので、最小限の情報の提供をしたいと考えております。料金関係に関する情報でございますので、氏名、住所それから口座番号そういったものがあります。

江口委員

住所と氏名、ある意味世帯の代表者ですよ、代表者のみですよ。家族関係が出てくるわけではなくて、代表者 1 名だけの名前が出て、あとそれと口座がぶら下がっていけば口座番号、それと料金、その 4 つだと思ってよろしいですか。それ以外に例えば家族関係であるとか、その他出てくるものがございませうか。

上下水道部次長

料金システムの中の関係で、今委員が言われましたように住所、それから受給者、水を使っている方の名前と家族関係については出てきませんので、その分には出てきません。住民基本台帳関係についてもその中に含めませんので、全く出てこないような形にはしておりますので、最低限のデータということでしております。

人見委員

もともとこれ、現在も運転管理業務委託、それから料金の収納と業務委託とこの 2 種類の業務委託というのはすでにあるわけでしょう、やっておられるわけでしょう。

上下水道部次長

現在、運転管理業務委託につきましては現在やっておりますが、収納関係につきましては今回初めてでございます。

人見委員

どっかで聞いたのかもしれませんが、この収納関係の委託先というのは複数委託できるような企業なり団体なりというのは存在するんですか。

上下水道部次長

そういう委託管理を専門にする業者につきましては現在あります。そういうような専門にする業者については何件かございます。

人見委員

何件かある現状をかんがみて、というかそういうのをわかって収納委託をやると。そのときに今まで管理運転の中にあつたこの検針をこの収納業務委託のほうに移してというようなことですね、今まで管理運転の中でこの検針にかかっていた費用ですね。これをその収納業務の方に移すことによって、単純に平行移動で同じ金額で移動するんじゃなくてですね、収納業務の中にまとめることによってわずかでも、さらに下がるというようなことは考えられないですか。

上下水道部次長

検針業務をまとめまして他の業務を、収納業務関係もまとめて委託するわけでございますので、入札しましてその分の効果というのは出てくるかと思えます。ただ、いまのところは設計額で単純に動かしているだけですけれども委託する場合は当然入札するわけでございますが、その分の効果はまた出てるかと思えます。

人見委員

そこで職員等人員減が正規職員が7名減、嘱託が2名、臨時が1名と。この正規職員は何らかその減にはなるけれども、異動という形なり退職という形なりで処理はできるんでしょうけれども、いつも指定管理の中でも必ず上がってくるこれまで雇い入れていた嘱託にしる臨時の方にしる職を召し上げることがないよというふうな配慮についてはどうなっていますか。

上下水道部次長

嘱託職員につきましては現在料金収納関係で来ていただいていますけれども、この方につきましては委託業者の方で雇っていただけないかということでご相談はするようにはしております。臨時は総務課のほうの臨時でございます。

人見委員

ときどき女性のおばちゃんと言っていいのか、暑いときは帽子被って、棒か何かでこうびつと検針して回っているじゃないですか。あの方を指しているのか、この検針というのは。

上下水道部次長

そういうことでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第128号 平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第129号 平成21年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1

号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道部次長

25 ページをお願いします。議案第 129 号「平成 21 年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第 1 号)」の主なものにつきまして、補足説明を致します。今回の補正は決算見込みに伴うものでございます。3 条予算の収入につきましては 143 万 2 千円を減額補正し、1778 万千円とするものでございます。支出においては、4 万円を減額補正し、3523 万 2 千円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。31 ページをお願いします。収益的収入の 1 項 1 目水道料金 57 万 5 千円の減及び 2 項 2 目一般会計補助金 87 万 3 千円の減額をしています。32 ページをお願いします。収益的支出の 1 項 2 目の総係費 4 万円の減額をしています。以上、簡単ですが「産炭地域小水系用水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 129 号 平成 21 年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第 1 号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 130 号 平成 21 年度飯塚市下水道事業会計補正 予算(第 2 号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道部次長

33 ページをお願いします。議案第 130 号「平成 21 年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第 2 号)」の主なものにつきまして、補足説明を致します。3 条予算の収入につきましては 2855 万 2 千円を増額補正し、13 億 3645 万 1 千円とするものでございます。34 ページをお願いします。支出におきましては、3833 万 1 千円を減額補正し、12 億 2552 万 9 千円とするものでございます。4 条予算の収入におきましては、330 万円を減額補正し、24 億 838 万円とするものでございます。支出におきましては、1049 万 6 千円を増額補正し、30 億 7738 万 5 千円とするものでございます。内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。43 ページをお願いします。収益的収入の 2855 万 2 千円を増額補正でございますが、主なものとして、1 項 1 目の水洗化の普及による下水道使用料の増及び 2 項 5 目の消費税及び地方消費税還付金の決算見込みによる増でございます。44 ページをお願いします。次に、収益的支出の 3833 万 1 千円の減額でございますが、これは主に 1 項 1 目の工事請負費・48 ページの 1 項 8 目の減価償却費及び 49 ページの 2 項 1 目の企業債利息の決算見込みによる減でございます。50 ページをお願いします。資本的収入の 3 百 30 万円の減額でございますが、これにつきましては、主に企業債の決算見込みによる減によるものでございます。次に、資本的支出の 1049 万 6 千円を増額でございますが、これは主に 1 項 3 目の流域下水道費の明星寺川流域下水道事業負担金の増額によるものであります。以上、簡単ですが「下水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

人見委員

43ページの下水道使用料の増で、増と書いてあります。鯉田地域にしろ目尾の地域にしる順次下水道整備が進んでおります。そういうふうな中で、それも含めての使用料の増だとは思いますが、誰だったかな、本会議場で、課長でしたかね、質問に答えて喜んでおられる声もありますとか何かちょっと言われておりましたけれども、逆にほとんど迷惑じゃないけれども、そんな余裕はございませんという声もそこそこにはありはしないかと実は心配しておるんです。下水道使用料増と、こう言われれば、何かさも良いように受けとめてしまうんですけども、実際問題そうした意味での普及率、敷設に合わせてですね本管につないで使用される率というのは以前と比べてというか、その現状どうなんですか、順調にその人口はふえているんですか。

下水道課長

21年3月31日現在の分ではわかりませんが、普及率が42.01%で水洗化率が82.08%となっております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:36

再開 10:37

委員会を再開いたします。

下水道課長

今回の補正です、全体で22件ほどふえて今の1360万円を補正している次第でございます。

人見委員

22件、増えてと、水洗化になった家が22件ふえたと。元々本管を敷設して、その本来ふえなければならない、つないでもらわなければならない件数からしてどうなのか。以前と比べてどうなのか。変わらないのか、順調にそういう意味では見通したそういう水洗化率が確保されておるのか。むりやり答えたような気がしたんですよ。何か喜んでおられますという声がね。答弁が。それで、そうかなという若干心配の感じがしてたんでそれで聞いてるんです。

上下水道部次長

先ほどの件数の件でございますけども、ことしの4月からですけども、昨年に比べまして約240程度ふえております。そして、予算に対しまして、11月現在で1,900万円ほど昨年の決算に比べて収入としては増になっております。その分が今回補正の中に上がってきておりますけれども、どこのが何件増えたかということは資料等持ち合わせておりませんので、はっきりはわかりませんが、繋ぎ込みにつきましては約200件以上の繋ぎ込みは昨年からことしになって出てきております。

人見委員

増えた件数はそれはそれでよろしいんです。鯉田にしても長い時間待たされて、俗に言われる子どもは巣立ってしまっていて私ら年金生活者しか家にはおらんとにそんな繋ぎ込むまでの費用までかけて子どもたちが帰ってくる見込みもなし、30年前とはちょっと事情が全然違えばいいと、あの時の欲しかったとばいと。目尾の振興計画における敷設のほうもややもするとそういう傾向があったりして、現実にはかけたお金ほどというか、敷設するほどに水洗化は進んでいないのではないかとこの心配をしてるということから聞いてるわけですよ。だからその面で見れば、100m進めばこのエリアは何件あって、うち何件が水洗化されたと、繋ぎ込みがしていただいたというようなこと等で数字的には知ろうと思えばわかると思うんですけども、そこまでぎちぎち私は問うてるわけじゃないんですよ。大まかでもいいんですけどもそういうタイムラグも含めて環境、状況が変わった中で敷設していっていますので、以前とどうなんだろうか、そういう見通しの上に立ってみたらと、こういうようなことです。

上下水道事業管理者

質問者が今言われましたように目尾振興だけをとらえますとご存知のようにポンプ場が完成しましたのが、ことしの3月31日に完成しております。正式に使用開始をいたしましたのが4月1日からでございます。そこで水洗化の家庭、きのうの本会議の中でも下水道課長が申しましたようにたまたま、建設と家を新築とあわした中でのよかったという方が何人かおってあったのは確かなんですが、全体的な下水道事業を見た中での水洗化は今次長、業務課長が申しましたように80何%水洗化は進んでおるわけですけども、この水洗化というのは本管を引いた中での水洗化、今質問者が言われましたようにこの下水道の本管の整備をやってないところは何も水洗化されてもできないわけでございますので、目尾振興なんか本管は引いておりますけれどもポンプ場が完成しないと供用できないと水洗化の効果があがらないという場合もあるわけでございます。全体的に今次長が申しましたように200件ぐらいと申し上げたのは市内全体のことでございます。そこで新築のアパート、例えば柏の森とかいうのは、アパートなんかマンションなんか建てられたところは、40軒、50軒というマンションでございますので戸数はふえております。そもそも、この下水道を待つてある方々なんかはご存知のように水洗化がなかなか進まないというのが現状です。というのが私ども職員でことしも各家庭をずっと回させていただきました。その中で状態を調べますと非常にやはり年金暮らしの家庭が多いということの中で下水道でやりたいんですけども、水洗化やりたいんですけども、今とても高額な費用がかかるもんでできないという家庭がほとんどなんですよね。そこあたりの中で一所懸命に職員がお願いしに行った中で、あるいはもうやりましょうかという家庭も何件かおってあるのは確かなんです。たまたま今年度こういう補正をしましたけれども、例えば大きな要素というのは、やはり大口さん、例えば団地造成で一戸建てを建ててある、そういうところの団地造成が下水道がきているならば、下水道、水洗化したいという形の中でされる団地造成も開発もおってありますし、1つは今申し上げましたようにマンションという形の中で、収益の大きな要素というのはやはり自衛隊が加入していただいたところの収益が上がってきたというのが大きな要素というふうに私はとらえております。ただ、下水道はやはり環境の整備という形の中では非常に待ち望んである方もおってありますけれども、なにせ高額な費用がかかりますので順調な整備が進んでいかないというような現状でございます。今言われましたように待ち望んでいる方が多いと思いますけども、そこに期待できるような形にっていないというのが現状でございますから我々はいち早くやりたいというような形で今臨んでおるような所存でございます。何とぞご理解をお願いしたいと思っている次第でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第130号 平成21年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第142号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

建築住宅課長

議案第142号、飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案資料の46ページをお願いいたします。今回の改正は、平成19年6月付の「国土交通省住宅局長通知」に基づき、市営住宅への暴力団員の入居制限を設けることにより、市営住宅が

ら暴力団員を排除し、入居者の安全及び平穏な生活の確保を図るため、条例の改正をするものであります。

改正の内容につきましては資料48ページからの新旧対照表をご覧くださいと思います。主な改正点でございますが、第6条の入居資格について、第13条の同居の承認について、第14条の入居の承継についての項目に暴力団員である場合は入居又は承認できないような規定をするものでございます。また、第43条の公営住宅の明け渡しの請求について、入居者が暴力団員であることが判明した場合、公営住宅の明け渡し、その他必要な措置を行なうことができる旨を規定するものであります。以上が主な改正点でございますが、関連する条項の追加や見直しも行なっております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

非常に大切な部分だと思いますが、これをですね現実にやっていく中ではその確認であるところが非常に大切であるかと思っております。その点についてはどのようになされていくのかお聞かせください。

建築住宅課長

条例が改正になりましたら、今後飯塚警察署のほうと暴力団員による飯塚市市営住宅の使用制限に関する協定書というのを結びたいと考えております。それによりまして、そういう暴力団であるかどうかの確認というのは飯塚警察署のほうでできるようになりますので、こちらから照会して向こうから返事をいただくと。それがわかりましたら、判明した後というのはですね、うちの方で退去お願いをしていくという形になるかと思えます。

江口委員

いまひとつわかりづらいんですが、今もう既に入居者がかなりおられるわけですね。その方々の名簿なりって部分を警察署の方に一旦提供して、その入居者が暴力団員ではないというの確認をするということになるのか、例えばこれから後のですね、入居者なり同居者なりのみの確認になるのか。そういったところはどのような形になりますでしょうか。

建築住宅課長

暴力団かどうかという確認につきましては、現在住まれている方に対してはそういう照会といたしますか、そういうものは考えておりませんが、年4回行っております募集のときに当選された入居予定者と補欠の3名の方々の照会は18歳以上の方は所帯全員をするようにしております。それから同居承認が出たとき、それから承継です。住宅の承継が出たときに行うようにはしております。

江口委員

入居の際、そして同居、承継の際には行う。しかし現在の居住者について行わないということのようですが、これについて行う必要がないのかどうか。また、あとの部分をやっている自治体があるのかどうか。その点はどうですか。

建築住宅課長

現在住まわれてる方につきましては、全所帯を照会するということは今考えておりませんが特別に近隣に迷惑かけるとか、その暴力的に迷惑かける者がいるとか、住民からの通報、それから周辺住民の生活の安定を脅かす恐れのあるものとかということが発覚した場合などには警察に照会をして警察の方から照会していただくというよな、確認をしていただくというような方法を考えております。他の自治体については、今ですね近隣では嘉麻市、田川市、直方市、宮若市、古賀市、中間市が既に条例化をしております。その中でこのような形で実施をしておるところです。

江口委員

今言われたように県内でも各市で既になされていると、私がお聞きしたのはそういった事例の中で今既に入居している方々の確認をとっているところはあるのか、ないのかなんですよ。そこらへんどうでしょうか。

建築住宅課長

全員、現在入居してある方の確認をとっているところはございません。先ほど言いましたように何か特例であった場合、そういう市民からの通報とかですね、何かそういう暴力行為を起こす人間がいる場合とか、特別なときにはやっているようでございます。

江口委員

分かりました。必要に応じて対応しているし、各市も対応しているし、飯塚においてもそのようにしたいということですね。わかりました。条例の第43条、明け渡しの請求のところなんです。ここで7号として入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときというのがございます。これは明け渡しの請求できるとなっているんですね。ただ、これが判明した場合は原則、原則というかきちんとこれは明け渡しの請求を行うという理解でよろしいですか。

建築住宅課長

そのとおりでございます。

人見委員

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の第6号の規定ですよ。これは長い。ザアーツとあるの。

建築住宅課長

第2条の6号といいますのが、暴力団員の構成員を言うということだけでございます。

人見委員

こうやって条例を改正しようとして、何に基づいてこのような条例を改正するに至るのかという議論はある意味じゃするわけですよ。そしたらこの法律に基づいて本市の条例も改正しようとするわけですよ。何かそこにこの審議に資するような資料なりというのが一つはこうないとね、全然ある意味では中身がわからないまま改正の審議をやって通っていくような、その一つは感じがしてならんとですよ。だから多分なかなかかみ合わないというか、すんなり議論もかみ合わないと思うんですよ。短いとなればなにがしかやっぱり指定暴力団のね、指定の部分だとかいうようなものが別添でね、何かあったりするんじゃないかなと思うんですよ。何かぎりぎり我々にも理解がいて、やるような方法というものを、本当は何かつける、配慮すべきじゃないかなと思うんですが、このままだからといって通せというんですか。これ。

建築住宅課長

今質問委員が言われますように、資料的なものをですね、皆さんにお渡していなかったというのは反省をしております。暴力団と暴力団員、指定暴力団の違いとか、また福岡県の暴力団組織の状況とか、そういうものあたりの資料をつけておけばよかったと思いますけれども、口頭で今説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、福岡県の暴力団の組織とかいうのが大体、6団体あるというふうに聞いております。暴力団と指定暴力団の違いはどういうところにあるのかと、いうことでございますけれども、暴力団は構成員が集団的に又は常習的に暴力的に不当行為を行うおそれがある団体ということでございます。指定暴力団につきましては都道府県の公安委員会が指定するものということでございます。暴力団員が暴力団の威力を利用して生計を立て財産の形成を得ることと、また暴力団の威力をその暴力団員が利用することを容認することを事実上の目的とする団体、全暴力団員の人数のうち犯罪経歴保有者の人数の比率が一定の基準を超えることが確実な団体が指定暴力団ということになっているということでございます。

人見委員

現にこの指定暴力団の構成員だと、公安の方に指定をされているんだけど、現実の地域社会生活、その居住地域においてはね、現在入居を仮にですよ、入居されて何ら問題はなく逆にどちらかというと協力的で善良な市民だと、そういうふうな場合も要するに調べてもらったら、何かの通報で調べてもらったら間違いなく指定暴力団の構成員だったといったときにも、これでいけば出ていきなさいというような話になっちゃって、片や要するにそんな指定の状況じゃ全くないんだけど、日常茶飯事的に大変な迷惑をこうむるようなそういう存在には何ら今まで手を付けられなかったんですよ。住宅課に相談いっても。ですよ。そのあたりに、また一面その矛盾も現実の暮らしの中では感じたりもするんですよ。だから、せめてそういうふうな話がきちんとできるためにも、僕はできる限りのやっぱり資料というのは必要なんだろうと思うんです。こうやって紋切り型に、こういうふうな形で一面では確かにそうなんです。一面には確かにそうなんだろうと思うんですよ。だからその一面でもある意味では我々は、対応方をこうやって提示されればですね結論を見出していかなきゃいけないという立場だとすればですね、これはやっぱり説明が丁寧に欠けているんじゃないかなと、こういう気がするんですがその点含めて今回どうしても通さなきゃいけないのかどうか。

建築住宅課長

質問者言われますように、先ほどの暴力団員であっても通常の生活をやってると、それから暴力団員でなくても迷惑をかけてる人間がいるんじゃないかと、そういうのは私どもも一番心配するところでございまして、今回の条例が通ることによってですね、やはりそういう方たちが、条例が通れば出て行ってもらわなくてはならないというような形になると思います。今回の条例を提案させていただきましたのは、先ほどもちょっと答弁しましたように市町村ではほとんど、うちと桂川町の2つがそういう条例をつくっていない状況がございます。もし私どもが今回、本来もう少し早く出そうと思っていたんですが出さなかった場合、やはり周りから条例のないところに集まってくるというような状況も見受けられるんじゃないだろうかということで、だいたい足並みをそろえて実施したいということで今回あげさせていただいています。

江口委員

ちょっと今のと外れるんですが、少しもとに戻りたいと思います。先ほどの警察署との関係なんですが、協定を結んで確認作業をやりたいというお話でございました。その中でやはり警察署といえども外部であります。それとの情報のやりとりに関しては個人情報でありますので当然のことながら、十分な配慮行わなければならないと思います。その点については、どのようになされるおつもりかお聞かせください。

建築住宅課長

警察との提携につきましては議会で通りましたら協定を結ぼうと考えておるところですが、先ほど言われましたプライバシーの関係につきましては、一般公募の場合や同居申請が出たときはまた名義の承継などが出たときには警察に照会することの同意書をとるように考えております。それから暴力団はいない、または同居をさせないなどの誓約書とかいうのも取りたいと考えております。また現在入居してあります方については、先ほど言いましたように全世帯を照会することはいたしませんけども、照会しませんので現入居者に関しては同意とか誓約書などは取りませんが、市から警察署に照会した情報や警察署から提供された個人情報につきましては適正に管理いたしまして、市営住宅の使用制限を行う目的以外には使用しないことを警察署との協定書の中でも明記をしていきたいと考えております。

江口委員

同意書を取るという話でしたが、必要なんであれば同意書ではなくて規則の中で整備をするとかいうような形であるべきだと思うんです。そうしないとある意味入居者からしてみれば、ひとつ書類がふえるわけですよ。当然のことながら担当課の方からしてみても書類が一つふえるわけでしょ。ある意味申し込み書の中で、こちらの申込書は自動的にそちらの方になると

かいうですね形であるとか、規則の中で処理をすとかいう部分を考えるべきだと思います。それともう1点、警察署の中できちんと他の目的に使用しないという部分がありましたが、照会をしたと、照会をしてそれに対して帰ってきた部分であるとか、照会文書のね、向こうでどうやって取り扱いをするか、それについても、基本的にいったん照会をして違うとわかったらその文書については廃棄していただくとかね、そういった分も含めて考えなくてはならないと思うわけです。ぜひその点については総務課ときちんと打ち合わせをした上で、法制担当ときちんと打合せをした上でこのような形でやりますという部分を是非実際に動く時ですね委員会の方に報告をお願いしたいと思うわけですが、その点どうですか。

建築住宅課長

協定につきましては今後警察署の方と相談、話をしていくわけでございますので今質問者言われますようなことまで含めたところですね、十分に協議して、また委員会で報告をしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

委員長

他に質疑ありませんか。

(ほか質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

人見委員

最終的にこうした条例改正はやるにやぶさかではありませんけれども、先ほど若干触れましたように一面やっぱり人間なんですね。だからどちらの人権が大事かという、ここにもやっぱり僕は問題があるような気がするんですね。だから、十二分にそういう意味ではこれに、その先ほど言いましたように漏れたというか、こういう暴力団ではない中でもある事実、この面にも毅然となりがしかのやっぱり対応なりをやっぱりやること。そんなこともしっかりとバランスを欠かないようにやって、施行というか、ことにあたっていただきたいということをちょっと若干お願いをつけ加えさせていただいておきたいと思います。

委員長

他に討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第142号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第150号 市道路線の廃止」および「議案第151号 市道路線の認定」以上2件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

土木管理課長

議案書70ページをお願い致します。議案第150号、市道路線の廃止について説明致します。道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回廃止する路線は、1路線、延長408.8mでございます。明細表左端に記載しております番号1番の路線が旧県道の見直しによる認定替えに伴い今回廃止の予定となっております。なお、路線箇所は71ページに記載しております。

次に、議案書72、73ページをお願い致します。議案第151号、市道路線の認定について説明致します。道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回認定する路線は、開発等に伴う新規認定で32路線、延長4794.0mでございます。明細書の左端に記載しております番号1番の路線が、旧県道の見直しによる認定替え、9番から13番、22番、23番の

路線が国道201号バイパス整備に伴う認定替え及び取付け道路の移管による認定、21番、24番から27番、30番から32番の路線が道路新設による認定、2番から8番、14番から20番、28番、29番の路線が、開発に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、74ページから97ページに記載しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第150号 市道路線の廃止」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第151号 市道路線の認定」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第11号 高齢者用高層住宅建設企画調査についての請願（飯塚本町火災跡地の再開発について）」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第11号 高齢者用高層住宅建設企画調査についての請願（飯塚本町火災跡地の再開発について）」は採択することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手)

全会一致。よって本案は、採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:11

再開 11:17

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の8件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

下水道課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配布しております、資料をお願いします。「目尾鯉田汚水幹線管渠布設（8工区）工事」でございますが、原契約金額に8,655,150円増額しまして、変更契約金額を114,570,750円とするものです。その主な理由は、実施に当り、立坑設置力所の試掘を行った結果、最上流の5立坑設置力所に地下埋設物が発見されましたので、立坑位置を10m上流側へ移動したことにより、推進長及び薬液注入を増額変更するものです。以上、簡単ですが説明を終わります

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟事件に係る裁判について」の報告を求めます。

上下水道部次長

12月2日に福岡高等裁判所において、第2回弁論準備手続きが開かれましたので、10月21日の第1回弁論準備手続きと併せてその概要を報告いたします。

裁判所の意向として和解の可能性について提示され、原告側から「補助参加人らが連帯して支払義務があることを認める。」を和解の条件として提案があり、これが承諾できない場合については、松延氏の責任を曖昧にしての和解は出来ないとの考えを示されました。これに対し松延氏側としては、連帯して支払義務があることを認めることは、一審判決そのままであり、責任を認めることは基本的に出来ない、との意見でありました。また縄手氏側及び前澤工業側については、「補助参加人らが連帯して支払義務があることを認める。」ことで基本的に了承とのことでありました。ただし、前澤工業側は供託金額内での支払いについては可能であるが、供託金に追加しての支払いは困難であるとの意見でありました。飯塚市の顧問弁護士においては、基本的に一審判決を前提にした枠組みでの和解であるべきとの意見でありました。この和解の可否については、次回弁論準備手続きまでに各々検討されたうえで、結論がだされる予定であります。今後の予定につきましては、平成22年1月20日(水)午前10時より第3回弁論準備手続きが行われる予定です。以上簡単ですが、岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟事件に係る裁判の概要報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚地域合同会社説明会の開催について」の報告を求めます。

産学振興課長

飯塚市内の3大学等で勉学に励んでいる優秀な人材を飯塚地域に留めるとともに、地場企業の人材確保を支援する取組の一環としまして、関係団体との連携のもと、飯塚地域の企業と市内3大学の学生等が出会う合同会社説明会「出会い・交流・マッチング in 飯塚」を平成22年1月30日(土)13時00分から、立岩公民館において開催いたします。現在のところ参加企業は、25社となっております。この合同会社説明会を大学生と地場企業双方がお互いの良さを再認識する機会と捉え、今後の就職・採用活動や産学交流の進展につなげていきたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「観光事業について」および、「路線バスの廃止等について」以上2件の報告を求めます。

商工観光課長

9月以降の観光事業につきまして報告をさせていただきます。平成19年4月から一般公開しております旧伊藤伝右衛門邸においては公開後2年7ヶ月で約43万5千人の入館者がありました。その旧伊藤邸におきまして9月3日(木)から7日(月)まで柳原白蓮の娘であります宮崎落萠氏の花展を、また、同じく9月17日(木)から27日(日)まで旧伊藤邸のライトアップを実施いたしました。併せてこの間裏千家、表千家の協力によりお茶会を開催し、イベン

トを盛り上げていただきました。10月21日(水)には昨年に引き続き、将棋の女流王位戦を開催し大きくメディアに取り上げていただき本市の知名度が上がったと認識しております。また、今回は指導対局、大盤解説を中心商店街で行い、まちなかの賑わいを創出しました。11月22日(日)から観光協会、商工会議所と連携した秋の紅葉が素晴らしい麻生大浦荘を公開し、多くの観光客で賑わいました。公開後3年目を迎え入館者が減少傾向にありますが、このような観光イベントの実施とあわせ観光ボランティアガイドであります筑豊飯塚観光案内人の会等の活動により引き続き多くの方が伊藤邸を訪れております。

次に、10月、11月をいづかオータムフェスタとして、10月31日(土)11月1日(日)にかいた産業まつりを、11月1日にいづかどんたく宿場祭り天道ぶらり市を、11月7日(土)8日(日)にふれあい庄内を11月8日に産業祭りインちくほをそれぞれ開催し多くの入出で賑わいました。

また、今年度実施しておりますご当地グルメの開発も、現在のところ第2回目のワークショップを開催しメニューの絞込みが行われているところです。お手元に資料を配布しておりますが、第3回として、1月7日(木)にコミュニティセンターにおいて試食会を開催いたしますので、委員の皆様のご参加をお願いします。以上簡単でありますが、9月以降の観光事業の説明を終わります。

続きまして、路線バスの廃止等について報告いたします。

西鉄バス筑豊(株)から桂川駅から大分坑線について、平成22年4月1日からの路線廃止の届出が福岡県バス対策協議会に提出されております。理由としては乗車される方が少なく赤字比率が極めて高いことと併せて、近年の厳しいバス業界の経営によると聞いております。またこの路線は今年4月から運行開始しましたコミュニティーバスと路線が重複していることも原因の一つかと思われます。地元筑穂支部自治会の役員及び沿線自治会長を始めとして西鉄バス(株)市で構成します地域バス対策協議会を開催しバス廃止に対する理解をいただいているところであります。次に小竹～天道線につきましては、本市の区域外の小竹上町から直方市勘六橋間の路線の一部区間の廃止届出が同じく福岡県バス対策協議会に提出されております。この区間につきましても乗車率が悪くまた小竹町についてはコミュニティーバスが運行し、赤字補填が難しいということでもあります。この一部区間の廃止による天道から小竹町までの路線についても今後、運行本数等の見直しがありますが、詳細につきましてはまだ決定しておりません。お手元に路線廃止予定図を配布しております。1枚目が小竹から天道線、2枚目が桂川駅から大分坑線であります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市都市計画マスタープラン(素案)の策定及び市民説明会、意見募集について」の報告を求めます。

都市計画課長補佐

飯塚市都市計画マスタープラン(素案)の策定報告及び市民説明会の開催、市民意見募集について説明させていただきます。

まず、都市計画マスタープラン(素案)の策定についてであります。11月27日に第5回飯塚市都市計画基本方針策定委員会を開催いたしまして、全ての審議案の審議が終了し、素案として承認を得ましたので、ご報告をさせていただきます。なお、素案の策定に伴いまして、資料の裏面に記載しております日程で、市民説明会を開催いたします。説明会では、都市計画マスタープラン(素案)の説明を中心に、都市計画課として今後取り組んでまいります、都市計画区域の指定、用途地域の指定、都市計画道路の見直し、緑の基本計画の策定について、

説明を行いません。今回策定いたしました素案は、本文のみで141ページありますので、市民説明会の際には、A3の提出資料のような概要版を配布資料として作成いたしまして、全体構想と各説明会会場の地区の地域別構想について説明を行なう予定であります。また、平成21年12月7日から平成22年2月5日までの期間で、市民意見も併せて募集いたします。都市計画マスタープランで定める地域の将来像は、地域住民の意向を踏まえながら策定していくことが重要であり、平成19年度に開催した市民懇話会における意見を参考にしながら策定している。素案の策定にあたり、広く市民意見を募集し、原案の策定における参考とするために行うものであります。周知につきましては、12月号の市報及びホームページにて広報し、本庁案内、都市計画課、各支所総務課、各地区公民館に素案を設置して意見を募集しております。今後のスケジュールといたしましては、市民意見募集や市民説明会で出された意見を検討し、都市計画基本方針策定委員会による審議を経て飯塚市都市計画マスタープランの原案を策定する予定であります。原案策定後は、飯塚市都市計画審議会へ報告を行い、平成22年6月に市議会への報告を行う予定であります。以上で説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成21年度実施の防災（浸水）対策事業について」の報告を求めます。

総務課長

それでは、まず平成21年度に実施した、あるいは実施予定の防災体制関連事業について総務課よりご説明申し上げます。資料2の1ページをお願いします。計画項目の1のうち具体的内容1、2は、引き続きこの体制を堅持したいと考えています。具体的内容3は、見直しの方向性としては、河川情報、気象情報だけに頼ることなく、浸水地域の被災状況を重視したいと考えていますが、より正確な被災状況の把握が課題であると認識しているところです。計画項目の2の具体的内容1は、自主参集を行うよう強化する予定です。具体的内容2のうち消防団については、本年度の「幹部教養訓練」において（「平成21年7月24日からの豪雨災害の考察」及び「今後の水防出動計画について」と題し、）図上訓練を実施し、地元分団との連絡、報告体制について再確認したところですが、河川パトロール班と共用しております、現状のアナログ式旧型の移動系防災行政無線について混線、不明瞭等の問題があるなど、新たな課題が浮上したところですが、具体的内容3、4は、今回の災害に際しましてもこの図上訓練が有意義であったことからさらに改善を図り来年度に備えたいと考えています。計画項目の3の具体的内容1は、今回の水害の反省を踏まえ、警戒ポイントに早く到達できるよう順路等を見直し、また、より柔軟な運用が可能になるよう事務分担を見直す予定です。具体的内容2は、今回の水害の反省を踏まえ、現地の被災状況を迅速かつ的確に把握するため、市民有志による災害情報協力員を配置したいと考えており、自主防災組織、地域安全推進隊、自治会等のご協力をいただきたいと考えています。計画項目の4災害救助用品備品の拡充につきましては、単に用品備品の数をそろえるだけでなく利活用しやすい備蓄場所（団詰め所等）を選択することを念頭に充実を図ることとしています。このうち具体的内容5は、片島小学校他についてはすでに見直したところですが、計画項目の5防災啓発事業の推進につきましては、「危険な場合は無理をして避難しないこと」や「2階屋にお住まいの場合は浸水が始まれば2階に一時避難したほうが安全であること」など基本的な防災情報を含む啓発や避難所、各種警報の意味等の周知徹底を図ってまいりたいと考えています。この中の、具体的内容5は、本年度から防災センターの管理運営をNPO法人遠賀川流域住民の会に委託しているものですが、利用者が上半期で昨年度より倍増（本年度は昨年度の1.8倍の5000人を見込む）しており、ロープワークや消火訓練などを実施し、遠賀川に親しみながら防災意識の高揚を図っています。具体的内容6は、

防災週間啓発事業として、本年度初の事業として第1回防災フェアを防災センターにおいてNPO 法人遠賀川流域住民の会をコーディネーターとし、飯塚消防署、遠賀川河川事務所とともに開催し、自衛隊をはじめ、警察、消防団、社会福祉協議会等関係機関のご協力を得て、約1000人の参加者が来場されました。また、災害時要援護者支援を念頭に「みんなの健康・福祉のつどい」にも初参加し、安全安心コーナーを設け、防災意識の啓発に努めたところです。計画項目の6 防災体制全般の見直しにつきましては、具体的内容1、2は、平成19年度に策定した地域防災計画を昨年度、本年度と見直していますが、今回の水害を踏まえてさらに改訂を加え、水防計画の見直しとともに来年度の防災会議におはかりしたいと考えています。具体的内容3は、避難勧告等の発令基準とも関係しますが、従来の浸水被害想定14箇所、土砂災害8箇所に加え、来年度は防災行政無線が整備されることから地域からのご意見を細かく承ったうえで大幅な見直しを行うこととしています。そのため、現在自治会アンケート調査を実施中です。また、本年度県の土砂災害警戒区域の指定を受けた地区についても見直す予定です。具体的内容4は、特に一般職員等への周知徹底を図るために、従来行ってまいりました所属長のみならず、全職員に対する初動マニュアルの研修を実施する予定です。計画項目の7 情報伝達方法の整備につきましては、具体的内容1、2は、防災行政無線の整備にあわせ、メール、FAX等による同時伝達を行うものですが、速報性に加え、災害時要援護者や難聴地区にお住まいの方々にも円滑、確実に伝達が可能になると考えています。なお、災害時要援護者については、避難支援プランに基づき地域の方々のご協力をえて、独自の連絡網により安否確認等の伝達を実施することとしています。計画項目の8 災害時要援護者支援体制の推進につきましては、今後の防災体制を構築するうえで最重要課題のひとつとらえておりますが、行政と市民との信頼関係を絆とし、息の長い地道な努力が必要であると認識しています。すでに一昨年来、保健福祉部においては高齢者実態調査をはじめとして避難支援プランの作成に着手しており、今回の水害に際しましても一定の成果を得たところです。しかしながら、今回の災害では被災地が想定以上に広範囲に及んだことからさらに取り組みを拡大、強化し、作成作業を急ぐ必要があります。そのため、避難支援プラン作成上の最大のネックとなっておりました行政情報の外部提供ならびに個人情報保護の取り扱いについて、本年度は「個人情報保護審議会」に諮問し、前向きな答申をいただいたところであり、今後はこの答申を最大限尊重しながら民生委員等をはじめ地域の方々のご理解とご協力を得てさらに積極的に推進してまいりたいと考えています。また、合わせて避難所における災害時要援護者の受け入れ態勢の整備に努めるとともに福祉支援ボランティアの活動の場を設け、重度の要介護者等を受け入れる社会福祉施設等との連携強化を図ってまいりたいと考えています。以上が防災体制関連事業として本年度に実施した、あるいは実施中、実施予定の事業でございます。なお、9月議会やタウンミーティングでも多数のご指摘をいただいた「電話が通じない」という、電話交換の仕組みの改善については現在鋭意検討中でございますが、新たな機器等の設備を要することから引き続き検討してまいりたいと考えています。最後になりますが、防災体制関連事業の推進にあたりまして、最も優先すべき重要課題はさきほどご報告申し上げました、災害時要援護者避難支援プランの作成、のほか、計画項目1 具体的内容3 避難勧告等の発令基準の見直し、及び計画項目7 具体的内容1 防災行政無線の整備、の3点と考えています。以上で総務課からの報告をおわります。

土木建設課長

続きまして建設関連事業につきまして説明致します。資料の2-2をお願いします。この表は継続事業を含めまして本年度にて実施、あるいは本年度中に実施する予定の事業箇所、計画項目毎及び所管課毎に記載しております。それでは、各事業の概要を説明致します。まず、計画項目1番の河川排水路改修でございますが、椎ノ木川改修工事の浦田第一雨水幹線整備工事は、現況の断面が不足している箇所、また排水の効率化を計るための改修計画で、今年度に用地の購入を予定しております。続きまして、大日寺川につきましては、本年7月の集中豪

雨をうけまして、パラペット・護岸・浚渫等の各種工事を予定しております。また大城川、小峠川につきましては、現在浚渫工事を実施中でございます。次に2番の明星寺川流域下水道事業は、県事業で明星寺川調整池の用地購入を実施しているものであり、負担金にて対応の予定であります。また3番の排水機場水門整備につきましても、負担金事業で、菰田排水機場と十玉ポンプの増設を予定しております。次に4番でございますが、碓川サイホン改修事業といたしまして、サイホンの通水の円滑化を計るための改良工事を予定しております。また飯塚市単独事業としまして、下水道事業で西部排水5番の既存の溜池調整池改良といたしまして、三緒浦ため池の浚渫工事を予定しております。6番の公園事業といたしまして、勝盛ため池の調整池機能強化を目的とした浚渫工事を実施中でございます。7番の合流式下水道緊急改善事業といたしまして、初期の下水貯留施設を新設するものです。次に8番ですが、開発指導要綱の見直しにつきましては、浸水対策についての内容を現在検討中でございます。また、用排水路改修事業といたしまして、有井排水路の実施設計を作業中でございます。以上2件は職員にて対応しておりますので、事業費につきましては計上しておりません。最後に公共下水道事業と治水対策基本調査でございますが、本年7月の集中豪雨をうけまして、市内全域の降雨状況等、洪水資料を基に各河川・水路流域の現状把握と解析を行う委託業務を行うものでございます。以上が平成21年度飯塚市防災（浸水）対策実施事業の概要であります。国土交通省及び福岡県に対し負担金を支出しています箇所を含めると18箇所となり、また金額につきましては471,428千円の予定でございます。次に、表の下段部は県土整備事務所が本年度に実施を計画してあります9箇所であります。平成15年度の集中豪雨以降から継続的に実施しております事業（明星寺川床上浸水対策特別緊急事業・河川総合流域防災事業）と、本年度の7月24日～26日の集中豪雨により越水等で被害を及ぼした箇所で、各該当県営河川の応急対策工事として、パラペット工事・浚渫工事等を実施するものと、河川改修計画として、集中豪雨を想定した検討や、本市と共に参加した地元説明会での意見を取入れた内容の委託業務を発注する予定で、9箇所の予定との事でございます。市と県を合わせまして27箇所の浸水対策事業を21年度に実施するものであります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「行財政改革の取組みについて」の報告を求めます。

行財政改革推進室長

行財政改革実施計画第一次改訂版(及び補助金等の見直しに関する指針)を策定いたしましたのでご報告いたします。

はじめに、行財政改革実施計画第一次改訂版に対する行財政改革推進委員会からの意見・提言書について先にご説明いたします。意見・提言書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。「はじめに」の最後の段落でございますが、第一次改訂版につきましては、国の政権交代による政策転換など、その動向が不透明な時期に作成したものであり、財政見直しは適時見直しを行い、市民に公表する必要性について述べられるとともに、第一次改訂版の最も重要な推進項目で、かつ早急に取り組む必要がある「事務事業仕分けを活用した行政評価制度の導入」につきましては、将来のまちづくりにつなげるという観点からも、2年以内を目途に、15～25名程度の広範な市民が参画するかたちの点検・評価の仕組みをつくり、定着させていく必要性について付記されております。2ページをお願いいたします。4ページにかけまして、行財政改革推進に関しての各委員からの意見・提言が記載されております。内容の説明は省略させていただきます。続きまして、第一次改訂版についてご説明いたします。配付いたしております第一次改訂版をお願いいたします。第一次改訂版の中間素案(たたき台)につきましては、

前回の委員会でご報告させていただいたところでございますが、タウンミーティングやパブリック・コメントの手法に倣って募集しました市民からの意見、また、行財政改革推進委員会からの意見・提言書並びに常任委員会でのご意見等を参考にさせていただき、12月14日に開催しました行財政改革推進本部で最終審議を行い策定したものでございます。1ページをお願いいたします。第一次改訂版策定の趣旨について記載いたしております。下から2行目に記載いたしておりますように、「市民とともに築く活力・魅力ある飯塚市」の実現に向けて取り組むものでございます。2ページをお願いいたします。これまでの取り組みによる成果と課題について記載いたしております。3ページをお願いいたします。(1)に実施計画推進項目の取組状況について記載いたしております。恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたします。「計画額を大幅に上回った主なもの」の で4年間で200名削減を3年間で200名に修正方お願いいたします。4ページをお願いいたします。(2)に効果額が大幅に上回ったにもかかわらず、収支改善ができなかった主な理由を記載いたしております。(3)に本市が目指すまちづくりのために取り組んできた主な投資的・政策的事業について記載いたしております。5ページをお願いいたします。平成18年度作成の財政見通しと決算額、平成21年度は決算見込額との比較表(一般会計ベース)を掲載いたしております。網掛けの部分でございますが、「歳入 - 歳出」、「実質的な単年度収支」、「財政調整基金、減債基金残高」、「行財政改革効果額」を記載いたしております。6ページをお願いいたします。10ページにかけまして本市の財政状況及び今後の財政収支見通しを記載いたしております。歳入の状況としまして、地方税の推移、地方交付税の推移を記載いたしております。7ページをお願いいたします。歳入の状況としまして、人件費の推移、職員数の推移、嘱託・再任用・臨時職員数の推移、8ページに扶助費の推移、公債費の推移、物件費の推移、9ページに投資的経費の推移について記載いたしております。次に、11ページにかけ、経常収支比率、普通会計における地方債残高と公債費、基金残高について記載いたしております。11ページをお願いいたします。今後の普通会計における行革効果見込額算入前の財政見通しを第一次総合計画の最終年度である平成27年度まで記載いたしております。下段の基金年度末残高の欄に、財源調整として地域振興のために取り崩しが可能な「地域振興基金」についても記載いたしております。なお、更なる行財政改革に取り組まなければ平成25年度には基金が不足することになっております。12ページをお願いいたします。行革効果見込額算入後の財政見通しを記載いたしております。歳入、歳出の下段でございますが、歳入合計 - 歳出合計の欄をみていただきますと、平成25年度で19.1億円の財源不足となっております。この金額が今回の第一次改訂版における具体的な数値目標となるわけですが、その下の欄に行革効果見込額では平成25年度で20億円となっており、+9千万円となっており、後でご説明いたします推進項目を着実かつ計画的に実施すれば収支バランスがとれる見込みとなっております。13ページをお願いいたします。「4」に「第一次改定版策定の基本的な考え方」、「5」に「第一次改定版の計画期間」を記載いたしておりますが、で国の政策転換や新たな財政需要等が生じた場合は、必要に応じ、財政見通し等の見直しを随時行う旨の記載を追加いたしております。「6」に「数値目標」を記載いたしております。「7」に「今後予想される財政需要への対応について」を追加いたしております。先ほどご説明しました「財政見通し」の投資的経費の欄では、直ぐに実施しなければならないもの、現時点で事業見込額が算定可能な投資的事業等の主なものを計上していますが、今後におきましては、浸水対策事業や中心市街地をはじめとするそれぞれの地域における活性化策に取り組むことが必要であり、また、学校教育や子育て支援策の更なる充実を図る必要もあることから、今後も多額の財政需要が見込まれ、これまでのように地方交付税や国の補助金等に依存した財政運営は次第に困難になっていることから、市民の皆さんに適時情報公開し、意見をお聴きしながら、本市の身の丈にあった行財政運営に取り組む旨記載をいたしております。14ページをお願いいたします。「推進体制と進行管理」を記載いたしております。15ページから16ページにかけ

まして実施計画の推進項目の体系を記載いたしております。17 ページをお願いいたします。推進項目の集計表を記載いたしております。平成 21 年度から平成 25 年度まで小項目ごとに効果見込額を記載いたしております。一段下の欄になりますが、市議会での取り組みも加えさせていただきますと、46 項目で 5 年間の総合計は約 61 億 9 千万円、普通会計だけでは、約 57 億 6 千万円となっております。18 ページをお願いいたします。29 ページにかけまして推進項目ごとに、その内容、計画年度及び効果見込額、中心となる担当部課を記載いたしております。中間素案から推進項目の追加、削除、趣旨が変わるような修正等を行っておりませんので、内容の説明は省略させていただきます。なお、別紙資料といたしまして、経済建設委員会所管の推進項目及び全ての常任委員会に関わる推進項目を抜粋したものを配付させていただいております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

芳野委員

12 ページを開いてください。ここに平成 25 年で行革見込み額を含めてこの年で単年度黒字になるという計画になっているわけですね。これは分かるんですが、現実に合併してこれまで計画を進めてきたと思うんですが、その計画は予定通りに進んできたのかどうかおたずねいたします。

行財政改革推進室長

財政見通しの推計の条件等におけます主な見込み違いというのがございました。その中には 4 ページにも書いていますように、三位一体改革後の地方交付税の減少、景気後退等による個人、法人市民税の減少、評価替えによる固定資産税の減少等が挙げられます。

それと各計画額を大幅に下回った主なものですが、コスモスコモン、市営住宅等の指定管理者制度の活用、補助金等の見なおし、臨時職員の削減等が計画額を大幅に下回ったものでございます。

芳野委員

5 ページを見ますと、合併した平成 18 年度の実質的な財政収支は 32 億 4100 万円赤字なんです。これが平成 21 年になりますと 3 億 7300 万円で約 30 億位縮小をしてるんですけども、ここで一番大きいのはその他の支出というのが 30 億位減っているんですよ。他はそうたいして変わりがない。今後もこのような形でいけるのかと、これだけを見たら。ちょっとおたずねしたいんです。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12 : 09

再開 12 : 12

委員会を再開いたします。

財政課長

18 年から 20 年にかけては、その他の支出ということで計画の削減が主な項目になっていましたが、今後今回の改訂版で見直す内容といたしましては人件費、補助費等を中心に見直しをして 25 年の単年度黒字に持っていきたいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。